

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！ 国道 141 号線の改良・改修を！」



中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース

No.52 2021年2月10日発行

環境影響評価の現地調査の強行に抗議します！

現在、国交省甲府河川国道事務所は住民等からの様々な問題点の指摘に答えることなく、建設計画そのものに重大な瑕疵と問題のある中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響評価の現地調査を強行しています。

大気質・気象観測の施設を設置



沿線住民の会が調査したところ、コンサルタント会社・長大建設と建設環境研究所の共同体（JV）が大気質・気象観測のための施設を北杜市側に設置したことが判明しました。高根町村山北割に設置された施設には、「当該地域周辺における大気質・気象調査を実施しております」「調査期間：令和2年10月16日（月）より約1年程度」の張り紙が張られています。JVの担当者は、北杜市側には合わせて7カ所設置しており、八ヶ岳おろしなど年間を通じた風向、風力、気温等の気象調査を行っていることを認めています。

地下水の調査の準備も開始



中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会
 <連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260（山梨県北杜市）
 郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 00220-7-50803
 ホームページ <https://chubuoudando.sakura.ne.jp>

また、高根町の堤山と旭山のちょうど真ん中の地点に穴が掘られ、測定用施設が設置されていることも明らかになりました。その周辺はトンネルを掘ることが計画されている地点です。これを設置したコンサルタント会社の応用地質（株）は、「年間を通じた地下水位の変化を観測するために穴を掘った。ルート帯に沿って数か所設置したが、準備のため、まだ調査は行っていない」と説明しています。

環境影響評価の現地調査の前に山積する問題の解決が先

昨年 11 月 2 日の国交省関東地方整備局との面談で、国会議員、沿線住民の会から中部横

断自動車道の建設計画とその計画段階評価に関して再度いくつかの質問を提出し書面での回答を求めました。しかし未だに関東地方整備局からの回答はない状況です。にもかかわらず高速道路建設のための環境影響評価の手続きだけは一方的に進めるといのは、住民を無視した全く不誠実な対応と言わざるを得ません。

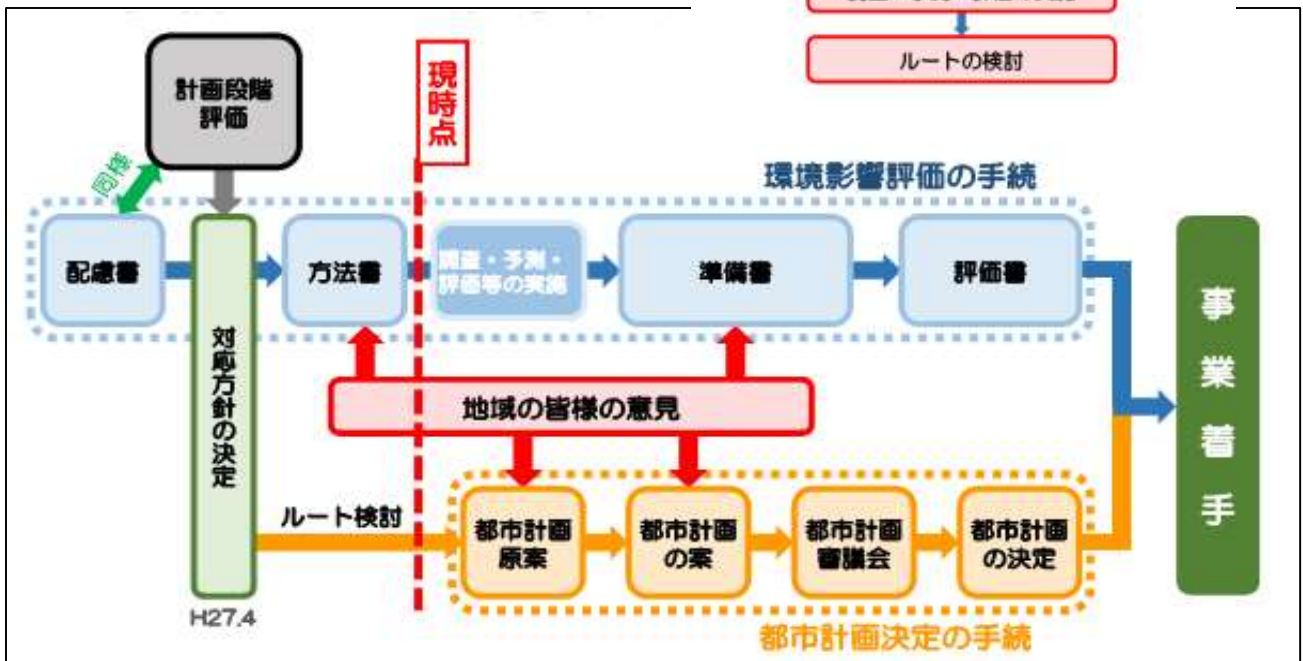
関東地方整備局は沿線住民の会に「会って説明をしたい」と何度も申し入れてきていますが、沿線住民の会では「11/2 の面談で要請した事項についてまず書面で回答するのが先」として応じていません。国交省にはすみやかに書面での回答と、現在強行している環境影響評価の手続きを中止することを求めます。

現地調査はまだ準備段階

中部横断自動車道の建設計画は、建設工事が及ぼす環境への影響を調べる環境影響評価の現地調査を進めながら、都市計画手続きと並行して行なわれようとしています。現地調査は通年で行われる必要があり、追加の調査が必要になれば更に調査期間の延長は避けられません。そして現地調査の結果がある程度

出てから、それを評価しながら現在の 1 キロ幅ルート帯を絞り込む検討・決定が予定されています。

しかし現在は気象以外の調査は始まっておらず、まだ現地調査の準備段階にあります。



12/22 小淵沢太陽光発電施設訴訟 きわめて不当な判決 原告の訴えを門前払い

昨年12月22日、4年9カ月にわたる小淵沢太陽光発電施設訴訟の判決が甲府地方裁判所であり、沿線住民の会からも傍聴しました。事業者 SunLink 社の無謀な太陽光パネルの設置による温度の上昇、騒音、景観・眺望の破壊などで平穏な生活を奪われた原告の訴えに対し鈴木順子裁判長は、すべて「理由がない」として棄却する全く不当な判決を下しました。

これは太陽光発電事業者の言い分をそのま

ま認め、
現地に住居を持つ人々の平穏な生活の侵害・様々な不利益を顧



みない極めて不当な判決に他なりません。原告団はただちに控訴することを決定しました。

この判決に対し原告団と支える会が声明を出していますので、以下転載します。

2021年1月25日

小淵沢太陽光発電訴訟の判決に対する見解

小淵沢太陽光発電訴訟の原告団と支える会

小淵沢町下笹尾において太陽光発電の乱開発を推進する被告 SunLink 株式会社（代表：小林善弘氏）に対し、隣接住民ら原告5名が発電設備の撤去と損害賠償を求めた裁判は、提訴以来4年9カ月を経過した2020年12月22日、甲府地方裁判所鈴木順子裁判長（3名の合議体）により判決が言い渡されました。判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」という極めて乱暴な不当判決でした。

原告ら5名は、本年1月1日付で東京高等裁判所に控訴したことをご報告します。まず、原告らは、人格権としての身体権及び平穏生活権、土地及び建物の所有権を侵害されたとして、住民の被害の程度・内容、住民の先住性と危険への接近、発電事業の必要性・公共性、事業者の被害軽減への努力の有無と程度、住民への説明責任、事業が行政基準を満たしているかどうか、環境アセスメントが適切にされてきたかどうかを考慮した上で、受忍限度論の枠組みで判断すべきであると主張してきました。

原告らは、①電磁波障害による健康被害、②低周波音・高周波音による健康被害、③景観破壊、④眺望障害、⑤生活妨害・生活リスク（日照被害、通風阻害、反射光、熱風による気温上昇、杜撰な地盤工事、不動産価値の下落等）の具体的事実を主張し、原告らの受忍限度を超える事実を立証しましたが、鈴木順子裁判長は、これらの全てを否定しました。例えば、景観については「仮に原告らが景観利益を有していたとしても、本件施設の建設が、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くと解することはできないから、原告らの景観利益を侵害するものとは認められない」、また、眺望阻害については「開放感のある風景を見ることができるという事実上の利益を偶発的に受けていたにすぎない」と切り捨てました。そして、発電設備の架台の基礎についても「電技解釈の求める強度を有するとは認められない」と述べる一方で、「強度不足によって、一定期間内に破損又は倒壊する可能性が高いとまで直ちにいうことはできず」と論理矛盾を露呈させています。

判決は、原告らの平穏な生活をおくる日々の営みを全く理解しようとせず、生きるうえでの苦しみに極めて無関心で、かつ冷酷です。原告らは、このような不当判決を到底許すことができません。東京高等裁判所にて第一審判決を覆し、原告が主張するまっとうな請求が認められ、勝訴するまで精一杯頑張る所存です。

以上

2/2 リニア差し止め訴訟報告

南アルプス市のリニア新幹線予定地とその沿線の住民が提訴しているリニア中央新幹線差し止め訴訟の第6回裁判が、2月2日に甲府地方裁判所で行われ、傍聴しました。

原告・弁護士が準備書面を提出

裁判では、原告と代理人の弁護士から準備書面が提出されました。原告を代表して志村氏が、被告 JR 東海の準備書面（6）での主張の誤りへの反論を述べ、JR 東海がリニア建設予定地から4mの緩衝帯しか設置しようとし、またリニア路線からわずか2～3mの住宅は移転補償があっても然るべきにもかかわらずそれをほぐらかしていることなどを指摘し、強く批判しました。

また代理人の梶山弁護士は、裁判長に対しリニア工事が始まる前に地域がどのような状況にあるか現地に見に来るようにと現地視察を要請しました。

次回裁判：4月20日午前11時から
甲府地方裁判所にて



会員およびニュース会員を募集しています

当会の活動は住民、別荘・二地域居住者、商店主、農業生産者や八ヶ岳南麓の自然など環境を守りたいと想う山梨県内外の皆さんの会費・寄付金で続けられています。会発足以来、ホームページやニュースの定期的な発行等で情報発信をしながら八ヶ岳南麓での高速道路の建設に反対し、取り組みを続けています。是非、会員やニュース会員になって私たちにつながっていただき、さまざまな取り組みに参加しませんか。

会員の方には定期的なニュース発送と適時情報をお届けする会員用のメーリングリストを用意しています。「ニュース会員に」という方には偶数月（年6回）にニュースをお送りします。「カンパを」という方も大歓迎です。会員・ニュース会員、カンパは常時受け付けています。

◆会員：年会費 3,000 円 ◆ニュース会員：年会費 1,500 円

〈振込口座〉 郵便振替口座名 八ヶ岳新ルート住民の会 口座番号：00220-7-50803
なお、振替用紙には、会員・ニュース会員・カンパ等の明記をお願いします。